

## 報告第17号

令和6年福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和6年福津市議会9月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年8月15日に教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めらる。

令和6年8月22日

福津市教育委員会  
教育長職務代理者 田 中 一 郎

### 参 考

#### ○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

## 臨時代理書

令和6年福津市議会9月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年8月15日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 田 中 一 郎

### 臨時代理の内容

令和6年福津市議会9月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

### 理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年福津市議会9月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

6 福教総 第 3 5 5 号  
令和 6 年 8 月 1 5 日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市教育委員会  
教育長職務代理者 田中 一郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく  
意見について (回答)

令和 6 年 8 月 1 4 日付 6 福総第 4 9 9 号文書で照会のありました、令和 6 年  
第 5 回福津市議会 9 月定例会に提出が予定されている下記の議案につきまして  
は、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算 (第 5 号) について
- ・ 令和 5 年度福津市一般会計決算の認定について



6 福総第 499 号  
令和 6 年 8 月 14 日

福津市教育委員会  
教育長職務代理者 田中 一郎 様

福津市長 原崎 智仁



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく  
意見の照会について

令和 6 年第 5 回福津市議会 9 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 5 号）について
- ・令和 5 年度福津市一般会計決算の認定について

議案第 4 1 号

福津市教育委員会会議規則の一部を改正することについて

福津市教育委員会会議規則（平成 1 7 年福津市教育委員会規則第 2 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり、福津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を制定する。

令和 6 年 8 月 2 2 日

福津市教育委員会  
教育長職務代理者 田 中 一 郎

理 由

教育委員会の会議を円滑に運営することを目的として、会議の運営に関する事項を整備する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則  
(令和6年8月 日福津市教育委員会規則第 号)

福津市教育委員会会議規則(平成17年福津市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条中「者は、」の次に「会議に付議する請願又は陳情について、」を加え、同条を第15条とする。

第13条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 教育長は、前項ただし書の規定により、会議を非公開とする議決があったときは、傍聴人及び教育長が指定する者以外を会議室の外に退去させなければならない。

第13条を第14条とする。

第12条第2項中「その趣旨の」を「その趣旨が」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員は、教育長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、会議に参加すること(以下「オンラインによる参加」という。)ができる。この場合において、委員がオンラインによる参加をしたときは、会議に出席したものとみなす。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第2条及び第3条の次に次の1条を加える。

(会議日程等の事前公表)

第4条 会議の日程等は、原則として開催日の1週間前までに、会議案内(様式)を掲示場に掲示するとともに、市ホームページに掲載することにより公表するものとする。

附則の次に次の様式を加える。

様式（第4条関係）

|               |   |
|---------------|---|
| 会議の名称         |   |
| 開催日時          |   |
| 開催場所          |   |
| 議題及び公開又は非公開の別 |   |
| 非公開の理由        |   |
| 傍聴を認める者の定員    |   |
| 問い合わせ先        |   |
| 傍聴の受付期間       |   |
| 傍聴の受付時間       | 市役所開庁日の午前9時から午後5時まで   |
| 傍聴の申込方法       | 開催日の前日までに教育総務課へ電話又は窓口へお申込みください。<br>※申込み時は、傍聴を希望する方の氏名と連絡先(連絡が取れる電話番号)をお伝えください。既に定員に達している場合は、申込みをお受けすることができません。  |
| 傍聴についての注意事項   | <ul style="list-style-type: none"><li>・傍聴希望者の数が定員に達していない場合は、当日の会議開会15分前まで(※開会15分前を過ぎての傍聴申込みは一切お受けできません)先着順にて申込みをお受けできますが、その場合は会議開始時刻までに資料を準備できないことがありますので、ご了承ください。</li><li>・事前に申込みされた方につきましても、会議当日は、開会15分前までに会場で『会議傍聴人受付カード』をご記入いただきます。(※開会15分前までに会場に来られなかった場合は、キャンセルとして取扱いさせていただきます)</li><li>・審議等の妨げになるおそれがあるため、会議中の途中入場はお断りしています。</li></ul> |

附 則

この規則は、令和6年8月22日から施行する。

福津市教育委員会会議規則(平成17年福津市教育委員会規則第2号)新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(会議日程等の事前公表)</p> <p>第4条 会議の日程等は、原則として開催日の1週間前までに、会議案内(様式)を掲示場に掲示するとともに、市ホームページに掲載することにより公表するものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 委員は、教育長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、会議に参加すること(以下「オンラインによる参加」という。)ができる。この場合において、委員がオンラインによる参加をしたときは、会議に出席したものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(会議の閉閉)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(動議及び討論)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(採決)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 修正の動議が数個あるときは、その趣旨が原案に最も近いものから</p> | <p>(会議の招集)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議の閉閉)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(動議及び討論)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(採決)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 修正の動議が数個あるときは、その趣旨の原案に最も近いものから</p> |

順次採決する。

3 (略)

(会議の公開)

第14条 (略)

2 教育長は、前項ただし書の規定により、会議を非公開とする議決があつたときは、傍聴人及び教育長が指定する者以外を会議室の外に退去させなければならない。

3 (略)

(請願及び陳情)

第15条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、会議に付議する請願又は陳情について、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(議事録の作成)

第16条 (略)

第17条 (略)

(議事録の記載事項)

第18条 (略)

(議事録の公表)

第19条 (略)

(雑則)

第20条 (略)

様式 (第4条関係)

|               |  |
|---------------|--|
| 会議の名称         |  |
| 開催日時          |  |
| 開催場所          |  |
| 議題及び公開又は非公開の別 |  |
| 非公開の理由        |  |

順次採決する。

3 (略)

(会議の公開)

第13条 (略)

2 (略)

(請願及び陳情)

第14条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(議事録の作成)

第15条 (略)

第16条 (略)

(議事録の記載事項)

第17条 (略)

(議事録の公表)

第18条 (略)

(雑則)

第19条 (略)

|             |  |
|-------------|--|
| 傍聴を認める者の定員  |  |
| 問い合わせ先      |  |
| 傍聴の受付期間     |  |
| 傍聴の受付時間     | 市役所開庁日の午前9時から午後5時まで  |
| 傍聴の申込方法     | <p>開催日の前日までに教育総務課へ電話又は窓口へお申込みください。</p> <p>※申込み時は、傍聴を希望する方の氏名と連絡先(連絡が取れる電話番号)をお伝えください。既に定員に達している場合は、申込みをお受けすることができません。</p>  |
| 傍聴についての注意事項 | <p>・傍聴希望者の数が定員に達していない場合は、当日の会議開会15分前まで(※開会15分前を過ぎての傍聴申込みは一切お受けできません)先着順にて申込みをお受けできますが、その場合は会議開始時刻までに資料を準備できないことがありますので、ご了承ください。</p> <p>・事前に申込みされた方につきましても、会議当日は、開会15分前までに会場で『会議傍聴人受付カード』をご記入いただきます。(※開会15分前までに会場に来られなかった場合は、キャンセルとして取扱させていただきます)</p> |

・審議等の妨げになるおそれがあるため、会議中の途中入場はお断りしています。

議案第42号

福津市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正することについて

福津市教育委員会会議傍聴人規則（平成17年福津市教育委員会規則第3号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり、福津市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則を制定する。

令和6年8月22日

福津市教育委員会  
教育長職務代理人 田 中 一 郎

理 由

福津市教育委員会会議規則（平成17年福津市教育委員会規則第2号）の一部改正に伴い、同規則の規定に基づく条文について、改正の必要が生じた。

また、教育委員会の会議を円滑に運営することを目的として、傍聴に関する内容を整備する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則  
(令和6年8月 日福津市教育委員会規則第 号)

福津市教育委員会会議傍聴人規則(平成17年福津市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第2項」を「第14条第3項」に改める。

第2条中「者」の次に「(以下、傍聴希望者」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の傍聴希望者は、会議開会の15分前までに受付を行わなければならない。

第3条第1号中「帯びている」の次に「と認められる」を加える。

第4条を次のように改める。

(傍聴の制限)

第4条 教育長は、会議の傍聴定員をあらかじめ定めるものとし、傍聴希望者が傍聴定員を超えた場合は、その傍聴を認めないことができる。

2 教育長が、会議の運営上必要と認めるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

第5条第1項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) みだりに傍聴席を離れないこと。

(7) 携帯電話、パーソナルコンピューター等電子機器の電源を切ること。ただし、教育長の許可を得た場合は除く。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(写真等の撮影又は録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議において、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、教育長の許可を受けた者はこの限りでない。

本則に次の1条を加える。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年8月22日から施行する。

福津市教育委員会会議傍聴人規則(平成17年福津市教育委員会規則第3号)新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、福津市教育委員会会議規則(平成17年福津市教育委員会規則第2号)第14条第3項の規定に基づき、傍聴について必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。<br/>(傍聴の許可)</p> <p>第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者(以下、「傍聴希望者」という。)は、自己の氏名、住所その他教育長の必要と認める事項に係員に告げて、教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の傍聴希望者は、会議開会の15分前までに受付を行わなければならない。</p> <p>(傍聴の禁止)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(傍聴の制限)</p> <p>第4条 教育長は、会議の傍聴定員をあらかじめ定めるものとし、傍聴希望者が傍聴定員を超えた場合は、その傍聴を認めないことができる。</p> <p>2 教育長が、会議の運営上必要と認めるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。</p> <p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) みだりに傍聴席を離れないこと。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、福津市教育委員会会議規則(平成17年福津市教育委員会規則第2号)第13条第2項の規定に基づき、傍聴について必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。<br/>(傍聴の許可)</p> <p>第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者(以下、「傍聴希望者」という。)は、自己の氏名、住所その他教育長の必要と認める事項に係員に告げて、教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>(傍聴の禁止)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びている者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(傍聴の制限)</p> <p>第4条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。</p> <p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> |

(7) 携帯電話、パーソナルコンピュータ等電子機器の電源を切る  
こと。ただし、教育長の許可を得た場合は除く。

(8) (略)

2 (略)

(写真等の撮影又は録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議において、写真、動画等を撮影し、又は録音等  
をしてはならない。ただし、教育長の許可を受けた者はこの限りで  
ない。

(退場命令)

第7条 (略)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別に  
定める。

(6) (略)

2 (略)

(退場命令)

第6条 (略)

## 議案第43号

### 福津市教育委員会請願処理規則の一部を改正することについて

福津市教育委員会請願処理規則（平成17年福津市教育委員会規則第4号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり、福津市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則を制定する。

令和6年8月22日

福津市教育委員会  
教育長職務代理者 田 中 一 郎

#### 理 由

請願書等の処理について、審議対象の明確化とともに、事務処理期間を考慮し、請願書等の提出期限を整備する必要が生じた。

また、審議結果の通知に関するの条文を明記した。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則  
(令和6年8月 日福津市教育委員会規則第 号)

福津市教育委員会請願処理規則(平成17年福津市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 教育長は、前条の規定により請願書等の提出があった場合において、当該請願書等の内容が福津市教育委員会事務委任規則(平成17年福津市教育委員会規則第7号)第2条第1号から第3号まで、第6号、第7号、第12号から第14号まで及び第18号に規定する事項に係るものであるときは、原則として会議に付議するものとする。

2 教育長は、請願等のうち会議に付議しないものについては、採択・不採択を決定しないものとし、教育委員会に報告するものとする。

3 教育長は、各月の10日までに受理した請願等については、当該月に招集される教育委員会の定例会議に、各月の11日以降に受理した請願等については、翌月に招集される教育委員会の定例会議に付議又は報告するものとする。

第4条中「前条」の次に「第1項」を加え、「報告を受けた」を「請願等が会議に付議された」に改める。

本則に次の2条を加える。

(通知)

第6条 教育委員会は、請願等の審議結果を、教育長を経て当該請願等を行った者に通知する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年8月22日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福津市教育委員会請願処理規則の規定は、施行日以後に受理した請願書等について適用し、施行日前に受理した請願書等については、なお従前の例による。

福津市教育委員会請願処理規則(平成17年福津市教育委員会規則第4号)新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(請願書等の処理)</p> <p>第3条 教育長は、前条の規定により請願書等の提出があった場合において、当該請願書等の内容が福津市教育委員会事務委任規則(平成17年福津市教育委員会規則第7号)第2条第1号から第3号まで、第6号、第7号、第12号から第14号まで及び第18号に規定する事項に係るものであるときは、原則として会議に付議するものとする。</p> <p>2 教育長は、請願等のうち会議に付議しないものについては、採択・不採択を決定しないものとし、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 教育長は、各月の10日までに受理した請願等については、当該月に召集される教育委員会の定例会議に、各月の11日以降に受理した請願等については、翌月に召集される教育委員会の定例会議に付議又は報告するものとする。</p> <p>第4条 教育委員会は、前条第1項の規定により請願等が会議に付議されたときは、これに対し採決しなければならない。</p> <p>(通知)</p> <p>第6条 教育委員会は、請願等の審議結果を、教育長を経て当該請願等を行った者に通知する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> | <p>(請願書等の処理)</p> <p>第3条 教育長は、前条の規定による請願等を受理したときは、受理後最初に招集される教育委員会の会議において報告しなければならない。</p> <p>第4条 教育委員会は、前条の規定により報告を受けたときは、これに対し採決しなければならない。</p> |

## 議案第44号

### 福津市教育委員会の事務に関する点検・評価について

令和5年度に執行した教育委員会の事務に関する点検・評価報告書を別紙のとおり作成し公表する。

令和6年8月22日

福津市教育委員会  
教育長職務代理者 田中 一郎

#### 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和5年度の教育委員会の事務の管理及び執行状況について自己点検及び評価を行い、同条第2項の規定に基づく学識経験を有する者3名からの意見を徴取したことを受け、別紙のとおり報告書を作成し公表する。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 参 考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 議案第45号

現地視察、避難経路・避難代替施設、推計見直し等を求める請願書について

上記の議案を上程する。

令和6年8月22日

福津市教育委員会  
教育長職務代理者 田 中 一 郎

### 理 由

令和6年8月15日に、福津市教育委員会請願処理規則（平成17年福津市教育委員会規則第4号）第2条の規定に基づき請願書が提出されたことに伴い、同規則第4条の規定に基づき教育委員会の採決を受ける必要があるため、同規則第3条の規定に基づき報告を行う。

これが、この議案を提出する理由である。

### 参 考

#### ○福津市教育委員会請願処理規則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願、陳情等（以下「請願等」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### （請願書等の提出）

第2条 教育委員会に対し請願等をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記した書面（以下「請願書等」という。）を教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 件名
- （2） 請願等の趣旨
- （3） 請願等を行う者の住所及び氏名（法人等にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

##### （請願書等の処理）

第3条 教育長は、前条の規定による請願等を受理したときは、受理後最初に招集される教育委員会の会議において報告しなければならない。

第4条 教育委員会は、前条の規定により報告を受けたときは、これに対し採決しなければならない。

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができる。



2024年 8月 14日

現地観察、避難経路・避難代替施設、  
推計見直し等を求める請願書

TEL [REDACTED]

福津市教育委員会 教育長 様

私はこの地域に住み、新設校についてはできる限り賛成したいという思いで、生活してきました。しかし、さまざまな理由から、ここに学校を建てることはやめたほうがいいという思いに至りました。そのため私は教育委員会に対して、請願法第3条の規定に基づき、4つの請願を、その理由とともに挙げさせていただきます。あわせて、福津市教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、教育委員会会議においてこの請願に係る事情を口頭で述べることにして許可をくださるよう申請します。

教育委員の皆様におかれましては、請願事項について誠実にご審議いただき、採択されるよう、切にお願い申し上げます。

記

請願事項1

私はこの地域で、年々、この地域の浸水状況が悪化していることを実感してきました。この地域は道も車が離合できないほど狭いため、大人の私でもひやっとしたことが何度もあります。そのため小学校ができると思ったときから、事故が起きないか心配で、雨が降るたび歩いて確認するようになりました。

この一帯は、少し降っただけでも冠水する場所があり、強めの雨のときには内水氾濫や浸水が起きる場所もできています。7月1日の線状降水帯のときも内水氾濫や浸水が起きましたが、休校の案内が遅かったため、地域のお母さんたちが心配されていました。小学生が自ら引き返す判断をできればよいのですが、そういう子どもたちばかりとは限りません。とりわけ低学年に、その判断は難しいと思います。

これまで教育委員会の様子を拝見してきましたが、教育委員の皆さんは現地を歩かれているのでしょうか。6月の教育委員会の際、西郷川の話をした教育委員さんがいらっしやいましたが、雨のとき手光今川流域は歩かれていないんだと残念に思いました。

この地域には、「これ以上浸水する地域になる前に」と引っ越しを決められた方、「避難手段だけではなくさないように」と雨が降るたび車だけは移動される方、さまざまいらっしゃると思います。ここに学校建設を進められる教育委員の皆さんには、ぜひこの流域を歩いていただき、雨の日の川の増量や勢いも含めて観察し、どのような場所に盛土を進めていらっしゃるのかを確認していただきたいと切に願っています。どうぞよろしくお願いいたします。

## 請願事項2

新設校予定地は、高潮浸水想定区域、ため池浸水想定区域、手光今川洪水浸水想定区域に位置します。福岡県防災危機管理局防災企画課によると、「新設校は指定避難所になり得ない」との見解であり、「避難代替施設の確保が必要」と指摘されています。しかし現時点で新設校計画に、避難経路も指定避難所も示されていません。これは問題だと思います。

線状降水帯による大雨は、気象庁にも予測が難しい現象だそうです。自然災害の甚大化が予測される中で、子どもたちの安全な避難経路と、避難代替施設の確保は必須です。教育委員会は、安全に避難するための避難経路や避難代替施設を明確にした上で、建設工事に入る前に、保護者や地域住民に対し、安全な避難経路と避難代替施設についての説明会を開いていただけないでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

## 請願事項3

新設校予定地から 1.7km 上方に、七股池というため池があります。七股池からは排水路が出ており、これが新設校予定地の敷地中央を通過して、手光今川につながっています。この排水路を暗渠にして、その上に学校を建てるというのが、教育委員会の計画です。しかし7月11日、七股池は県の防災重点ため池に指定されました。これにより、新設校予定地は洪水、高潮、ため池（禊池）に加えて、七股池の浸水想定区域になりました。

このため池のハザードマップ作成は来年以降になりますが、ため池専門家によると、「120万トンと思われる七股池が決壊すれば、学校予定地には土砂を含んだ水が、流速5m、水深2mで、この地域に押し寄せる可能性がある」そうです。流速5mというと、ガラスを壊し、木造住宅も倒壊させる勢いです。また現地を見た同専門家によりますと、「七股池周辺は管理されておらず、堤体からはすでに水漏れが起きている痕跡がある」とのことでした。

大雨や地震で七股池が決壊した場合、濁流は学校を直撃し、暗渠には入りきらないために周辺地域にも押し寄せることとなります。登下校中の子どもたち、校庭にいる子どもたちは助かるでしょうか？

このまま学校建設を進めれば、建設費は100億を超えるとも言われています。これだけのお金があれば、児童数ピークをすぎるまでの6年間、スクールバスで他の小学校に通えるようにする、給食費を無償化する、スクールソーシャルワーカーを増やすなど、子どもたちの教育環境を充実させることができます。4つもの浸水想定区域が重なる土地に、本当に学校を建てていいのか、再考をお願いします。

#### 請願事項4

これまでの教育委員会の流れを見ますと、教育委員の皆さんは、「どんなことがあっても、令和9年までに学校を建てなくては」との思いで、学校建設を進められていると感じます。しかし私の周りでは、「子どもの数は収まりつつあると思う」、「もう小学校はいらないんじゃないか」という声が多くなってきました。

教育委員会は、このままだと令和10年に福間小が1874人になるという推計を出しています。これから4年間で福間小に400人以上の子どもが増えるとの計算ですが、これは本当に起こり得ることなのでしょうか。とても疑問に思います。今一度推計を見直して、その根拠とあわせて公開してください。よろしく願いいたします。

令和6年度 教育委員会スケジュール

|       |   |                    |       |          |   |      |
|-------|---|--------------------|-------|----------|---|------|
| 8月22日 | 木 | 令和6年福津市教育委員会第8回定例会 | 9:30  | 大ホールAB   | ○ | ○    |
| 8月23日 | 金 | 宗像地区人権同和交流会実行委員会   | 13:00 | 大ホールE    |   | 田中委員 |
|       |   | 宗像区退職・現職小学校長会合同研修会 | 15:00 | ふくとびあ    |   | 田中委員 |
| 8月24日 | 土 | 第32回宗像地区「同和」教育研究集会 | 10:00 | 福津市中央公民館 |   | 石津部長 |
| 8月27日 | 火 | 議会開会               | 9:30  | 議場       |   | ○    |
| 8月28日 | 水 | 校長研修会              | 9:00  | 大ホールCDE  |   | 石津部長 |
|       |   | 【議会】一般質問           | 9:30  | 議場       |   | ○    |
| 8月29日 | 木 | 【議会】一般質問           | 9:30  | 議場       |   | ○    |
| 8月30日 | 金 | 【議会】一般質問           | 9:30  | 議場       |   | ○    |

9月の教育委員会定例会は9月26日(木)の予定です。宜しくお願いします。

R6.9.1~9.30

| 月日    | 曜 | 事 項                             | 時間    | 場所                 | 委員 | 教育長 |
|-------|---|---------------------------------|-------|--------------------|----|-----|
| 9月2日  | 月 | 【議会】一般質問                        | 9:30  | 議場                 |    | ○   |
| 9月4日  | 水 | 【議会】予算審査特別委員会(補正質疑)             | 9:30  | 特別委員会室             |    | ○   |
| 9月5日  | 木 | 【議会】総務文教委員会                     | 9:30  | 特別委員会室             |    | ○   |
| 9月9日  | 月 | 庁議                              | 9:00  | 庁議室                |    | ○   |
| 9月11日 | 水 | 【議会】決算審査特別委員会(説明)               | 9:30  | 特別委員会室             |    | ○   |
| 9月17日 | 火 | 【議会】決算審査特別委員会                   | 9:30  | 特別委員会室             |    | ○   |
| 9月18日 | 水 | 【議会】決算審査特別委員会                   | 9:30  | 特別委員会室             |    | ○   |
|       |   | 第24回福岡県ねんりんスポーツ文化祭グラウンド・ゴルフ交流大会 | 9:30  | なまずの郷運動公園 多目的グラウンド |    | ○   |
| 9月20日 | 金 | 【議会】本会                          | 9:30  | 議場                 |    | ○   |
|       |   | 管内教育長会議                         | 14:00 | 福岡教育事務所            |    | ○   |
| 9月24日 | 火 | 庁議                              | 9:00  | 庁議室                |    | ○   |
| 9月26日 | 木 | 令和6年福津市教育委員会第9回定例会              | 9:30  | 別館1階大ホールAB         | ○  | ○   |
|       |   | 学校訪問(福間東中学校)                    | 13:00 | 福間東中学校             | ○  | ○   |
| 9月30日 | 月 | 学校訪問(津屋崎小学校)                    | 13:00 | 津屋崎小学校             | ○  | ○   |

10月の教育委員会定例会は10月31日(木)の予定です。宜しくお願いします。